

○総務省令第三十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、端末設備等規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

端末設備等規則等の一部を改正する省令

（端末設備等規則の一部改正）

第一条 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）」を

「第三節 インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）」

第四節 インターネットプロトコル移動電話端末（第三十二条の十―第三十二条の二十五）」に

改める。

第二条第二項第五号中「移動電話用設備」の下に「（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。）」を加え、同項第二十三号を同項第二十五号とし、同項第二十二号を同項第二十四号とし、同項第二十一号中「移動電話端末」の下に「又はインターネットプロトコル移動電話端末」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第二十号中「移動電話端末」の下に「又はインターネット

プロトコル移動電話端末」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項第八号から第十九号までを二
号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備（電気通信番号規則第
九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに
限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコ
ルを使用するものをいう。

九 「インターネットプロトコル移動電話端末」とは、端末設備であつて、インターネットプロ
トコル移動電話用設備に接続されるものをいう。

第二十一条中「移動電話用設備」の下に「（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。
以下この節及び別表第四号において同じ。）」を加える。

第二十二条中「以下」の下に「この条において」を加える。

第三十二条の二第二号中「次条において」を「以下」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第四節 インターネットプロトコル移動電話端末

（基本的機能）

第三十二条の十 インターネットプロトコル移動電話端末は、次の機能を備えなければならない。

- 一 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。
- 二 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。
- 三 通信を終了する場合にあつては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。
- 四 発信又は応答を行う場合にあつては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。

五 通信を終了する場合にあつては、通信終了メッセージを送出するものであること。

(発信の機能)

第三十二条の十一 インターネットプロトコル移動電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならぬ。

一 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送出終了後一・二秒以内に通信終了メッセージを送出するものであること。

二 自動再発信を行う場合にあつては、その回数は三回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあつては、別の発信とみなす。

三 前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

(送信タイミング)

第三十二条の十二 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければならない。

(ランダムアクセス制御)

第三十二条の十三 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するランダムアクセス制御（複数のインターネットプロトコル移動電話端末からの送信が衝突した場合、再び送信が衝突することを避けるために各インターネットプロトコル移動電話端末がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信することをいう。）を行う機能を備えなければならない。

(タイムアライメント制御)

第三十二条の十四 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するタイムアライメント制御（インターネットプロトコル移動電話端末が、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。）を行う機能を備えなければならない。

(位置登録制御)

第三十二条の十五 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置登録制御（インターネットプロトコル移動電話端末が、インターネットプロトコル移

動電話用設備に位置情報（インターネットネットワーク移動電話端末の位置を示す情報をいう。）の登録を行うことをいう。）を行う機能を備えなければならない。

（チャネル切替指示に従う機能）

第三十二条の十六 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルを指定する信号を受信した場合にあつては、指定されたチャネルに切り替える機能を備えなければならない。

（受信レベル通知機能）

第三十二条の十七 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する受信レベルの通知に関する機能を備えなければならない。

（送信停止指示に従う機能）

第三十二条の十八 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルの切断を要求する信号を受信した場合にあつては、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を備えなければならない。

（受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能）

第三十二条の十九 インターネットプロトコル移動電話端末は、通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあつては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

(故障時の自動的な送信停止機能)

第三十二条の二十 インターネットプロトコル移動電話端末は、故障により送信が継続的に行われる場合にあつては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

(重要通信確保のための機能)

第三十二条の二十一 インターネットプロトコル移動電話端末は、重要通信を確保するため、インターネットプロトコル移動電話用設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあつては、発信しない機能を備えなければならない。

(ふくそう通知機能)

第三十二条の二十二 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。

(緊急通報機能)

第三十二条の二十三 インターネットプロトコル移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

(インターネットプロトコル移動電話端末固有情報の変更を防止する機能)

第三十二条の二十四 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動

電話端末固有情報（インターネットプロトコル移動電話端末を特定するための情報であつて、チャネルの設定に当たつて使用されるものをいう。以下同じ。）に関する次の機能を備えなければならない。

一 インターネットプロトコル移動電話端末固有情報を記憶する装置は、容易に取外しができないこと。

二 インターネットプロトコル移動電話端末固有情報は、容易に書換えができないこと。

三 インターネットプロトコル移動電話端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。

（特殊なインターネットプロトコル移動電話端末）

第三十二条の二十五 インターネットプロトコル移動電話端末のうち、第三十二条の十から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならぬ。

第三十六条中「移動電話用設備」の下に「（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。）」を加え、「インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」との下に「、第三十二条の十から第三十二条の二十五までの規定中「インターネットプロトコル移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの」とを

加える。

(端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正)

第二条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成十六年総務省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「端末機器」の下に「(第三号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 インターネットプロトコル移動電話用設備(移動電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送業務の用に供するものに限る。))

であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。)に接続される端末機器

第四十一条第四項第五号中「検証の」の下に「経過(試験にあつては、試験結果を含む。))及び」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定端末機器の設計

第四十一条第九項中「第五号」を「第六号」に改める。

様式第一号中「電話番号」を「電話番号
登録番号及び登録年月日」に改め、注6を注7とし、注3から注5

までを「一」の繰り下げ、同様式注2中「又は借入れ」を「借入れ又は委託」に改め、同注2を同様式注3とし、同様式注1を同様式注2とし、同注2の前に次のように加える。

注1 登録番号及び登録年月日は、登録の更新の申請に限り記載すること。

様式第七号注4の表を次のように改める。

端末機器の種類	記号
一 第3条第1項第1号に掲げる端末機器	A
二 第3条第1項第2号に掲げる端末機器	E
三 第3条第1項第3号に掲げる端末機器	F
四 第3条第1項第4号に掲げる端末機器	B
五 第3条第1項第5号に掲げる端末機器	C
六 第3条第1項第6号に掲げる端末機器	D

(事業用電気通信設備規則の一部改正)

第三条 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「接続するもの」の下に「(次号に規定するものを除く。)」を加える。

第三十五条の四中「第二条第二項第十号」を「第二条第二項第十三号」に改める。

第三十五条の十八第一項中「接続する端末設備等」の下に「（インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）に接続するものを除く。）」を加える。

第三十五条の十九の次に次の一条を加える。

（総合品質）

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第三条第一項第一号に掲げる端末機器に係る表示は、なお従前の例による。